

奨学金適正額計算書(高校用)

- ・奨学金は、**学費の一部**を補助するものです。
- ・借入額はそのまま**本人の負債**となります。返済が**過度の負担**とならないよう、**適正額の範囲**での借り入れとすようお願いします。

①借入月額(上限4万円)

	月額	年額 (月額×12ヶ月)	備考
授業料			実際に納入する額(減額・免除後の額)
学用品費			教科書、参考図書、実習材料、文房具代等
通学費等			定期券代(公共交通機関利用分)等
寄宿舎料等			寮費、寄宿舎料、下宿代等(食費を除く)
計(A)			

借入適正額(月額) …(A)/12	円 ÷	円	(1万円未満切上げ、上限4万円)
-------------------	-----	---	------------------

②入学一時金(上限10万円)

	金額	備考
入学金		入学料、入学選考料
入学時納付金		入学金以外の入学時のみ学校に納付する費用(施設設備費等)
入学準備学用品費		制服、学校指定ジャージ、教科書、辞書等
計(B)		

入学一時金 …(B)	円 ÷	円	(1万円未満切上げ、上限10万円)
------------	-----	---	-------------------

【参考】県立高等学校授業料(R6.4.1現在)

	授業料(月額)	入学料	入学選考料	寄宿舎料(月額)
全日制課程	9,900	5,650	2,200	700
定時制課程	2,700	2,100	950	700
専攻科	9,900	5,650	2,200	
特別専攻科	2,700	2,100	950	

※基準額(基準額＝課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税調整控除額)が

304,200円を超えない世帯(年収目安約910万円未満)については、高等学校就学支援金制度の対象となり、申請(入学後)により授業料の納付が不要となります。

※東日本大震災の被災者は被災の程度により授業料等の減免を受けることができます。

※生活保護受給者、不慮の災害や病気等により授業料の納付が困難と認められた方については授業料の減免を受けることができます。

奨学金適正額計算書(大学等用)

- ・奨学金は、**学費の一部**を補助するものです。
- ・借入額はそのまま**本人の負債**となります。返済が過度の負担とならないよう、**適正額の範囲**での借り入れとするようお願いします。

①借入月額(上限8万円)

	月 額	年 額 (月額×12ヶ月)	備 考
授業料			実際に納入する額(減額・免除後の額)
施設設備費			施設や教育の充実に係る学校納付金
実験実習費			実験・実習や課外活動に係る学校納付金
学用品費			教科書、参考図書、実習材料、文房具代等
計(A)			

借入適正額(月額) …(A)/12	円 ≡	円	(1万円未満切上げ、上限8万円)
-------------------	-----	---	------------------

②入学一時金(上限30万円)

	金 額	備 考
入学金		
入学時納付金		入学金以外の入学時のみ学校に納付する費用
入学準備学用品費		教科書、辞書等(指定のもの)
計(B)		

入学一時金 …(B)	円 ≡	円	(1万未満切上げ、上限30万円)
------------	-----	---	------------------